

整理番号 9-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (9 月分)		
年 月 日	令和 元年 9 月 6 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	30,510 円

目的	政務活動に必要な車両のリース																																																		
使 途	—																																																		
政務活動・ 県政との 関連性	—																																																		
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1</td><td>01-08-21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>01-08-23</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>01-08-30</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>01-09-06</td><td>SMBC(ナカニホ)</td><td>61,020</td></tr> <tr><td>5</td><td>01-09-09</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>01-09-09</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>01-09-11</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>01-09-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>01-09-19</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>01-10-07</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>01-10-07</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>01-10-11</td><td></td><td></td></tr> </table>				1	01-08-21			2	01-08-23			3	01-08-30			1	01-09-06	SMBC(ナカニホ)	61,020	5	01-09-09			3	01-09-09			7	01-09-11			3	01-09-13			3	01-09-19			3	01-10-07			1	01-10-07			2	01-10-11		
1	01-08-21																																																		
2	01-08-23																																																		
3	01-08-30																																																		
1	01-09-06	SMBC(ナカニホ)	61,020																																																
5	01-09-09																																																		
3	01-09-09																																																		
7	01-09-11																																																		
3	01-09-13																																																		
3	01-09-19																																																		
3	01-10-07																																																		
1	01-10-07																																																		
2	01-10-11																																																		

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	61,020 円	1/2 50 %	30,510 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-2

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	コピー機リース料 (P月分)		
年月日	令和 5年 P月 P日	金額	4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース																								
使途	—																								
政務活動・ 県政との 関連性	—																								
<<領収書貼付枚数>> <table border="1"> <tr><td>01-08-21</td><td></td></tr> <tr><td>01-08-23</td><td></td></tr> <tr><td>01-08-30</td><td></td></tr> <tr><td>01-09-06</td><td></td></tr> <tr><td>01-09-09</td><td>HC)10930-NBL 9,936</td></tr> <tr><td>01-09-09</td><td></td></tr> <tr><td>01-09-11</td><td></td></tr> <tr><td>01-09-13</td><td></td></tr> <tr><td>01-09-19</td><td></td></tr> <tr><td>01-10-07</td><td></td></tr> <tr><td>01-10-07</td><td></td></tr> <tr><td>01-10-11</td><td></td></tr> </table>		01-08-21		01-08-23		01-08-30		01-09-06		01-09-09	HC)10930-NBL 9,936	01-09-09		01-09-11		01-09-13		01-09-19		01-10-07		01-10-07		01-10-11	
01-08-21																									
01-08-23																									
01-08-30																									
01-09-06																									
01-09-09	HC)10930-NBL 9,936																								
01-09-09																									
01-09-11																									
01-09-13																									
01-09-19																									
01-10-07																									
01-10-07																									
01-10-11																									

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,936 円	1/2 50 %	4,968 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理・更新料 (9 月請求分)		15,000
年 月 日	令和元年 9 月 9 日~令和 年 月 日	金 額	10,000 円

目 的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使 途	ホームページ管理・更新料、PC修理代
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

中沢事務所 様 1 年 9 月 9 日

金額	¥15000-	
内 容	但 HP更新代 PC修理代	
消費税等	上記正に領収いたしました	
現金		
小切手		

marukita きたがわ商店

静岡市清水区船越 3-8-19 202

北川 昌克

TEL/FAX (054) 357-5594

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	15000	/	15000
	10000 円	100 %	10000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ記載欄に記入すること。

整理番号 9-4

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話代 (au 9月請求分)		
年月日	令和2年9月10日~令和	年月日	金額 8181円

目的	政務活動に使用する携帯電話代																																																						
使途	-																																																						
政務活動・ 県政との 関連	-																																																						
領収書	<p>ご利用明細書</p> <p>平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までお願いいたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>お支払日</td> <td>1年9月10日</td> <td>当月ご請求額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当月お支払合計額</td> <td></td> <td>事前お支払額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内キャッシング分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td></td> </tr> </table> <p>ご請求明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご利用区分</th> <th>前月お支払後残高(円)</th> <th>新規ご利用額(円)</th> <th>残高(円)</th> <th>ご請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常払い</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ご利用明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご利用日</th> <th>ご利用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>7:10</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:11</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:15</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:15</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:16</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:16</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:20</td></tr> <tr><td>11</td><td>7:26</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:26</td></tr> <tr><td>10</td><td>7:31</td></tr> <tr><td>10</td><td>8:8</td></tr> <tr><td>10</td><td>8:10</td></tr> </tbody> </table> <p>au電話利用料 16362 07月分</p>			お支払日	1年9月10日	当月ご請求額		当月お支払合計額		事前お支払額	0円			内キャッシング分				合計		ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求	通常払い					ご利用日	ご利用日	10	7:10	10	7:11	10	7:15	10	7:15	10	7:16	10	7:16	10	7:20	11	7:26	10	7:26	10	7:31	10	8:8	10	8:10
お支払日	1年9月10日	当月ご請求額																																																					
当月お支払合計額		事前お支払額	0円																																																				
		内キャッシング分																																																					
		合計																																																					
ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求																																																			
通常払い																																																							
ご利用日	ご利用日																																																						
10	7:10																																																						
10	7:11																																																						
10	7:15																																																						
10	7:15																																																						
10	7:16																																																						
10	7:16																																																						
10	7:20																																																						
11	7:26																																																						
10	7:26																																																						
10	7:31																																																						
10	8:8																																																						
10	8:10																																																						

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,362円	1/2 50%	8181円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-5

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	木40回全日本229 2陸上 24788-		
年月日	令和元年9月3日~令和元年9月14日	金額	24788円

目的	高齢者陸上競技大会の実態調査
使途	交通費、宿泊代
政務活動・県政との	元々高齢者対策の一環として

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日 2019--7--8 1171853 普通

お取引金額 *****9,000

お取引内容 電信振込 *****

利用手数料 *****1,005

お取引店番号 042100-20502263

現金感覚で使える。みずほJCBデビット取扱中。くわしくは窓口まで

みずほ銀行 十二号支店 加) JTB 様

ナカガワ ミチノリ 様

054-352-5641 発信番号81708042100001U

7113 0007446262

画面に「みずほ」からのお知らせがあります。

13 104 様

領収書 No. No. 中澤通訓

5201130 領収書

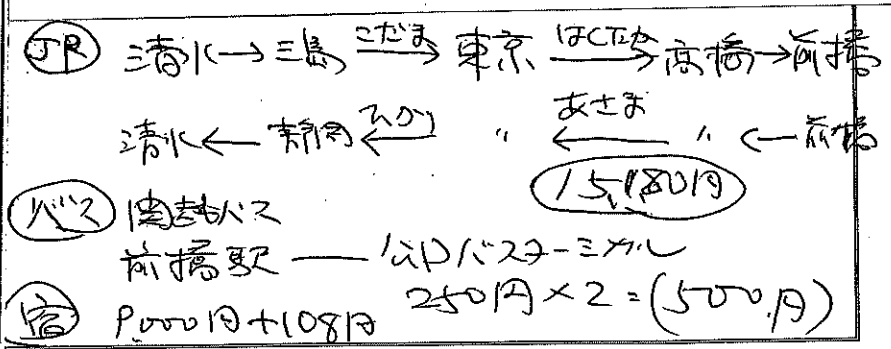
金額 ¥15,180円 「消費税等込み」

但し、乗車券類クレジット扱いとして

2019年9月10日 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

清水駅 現金出納社員



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	24,788 円	100 %	24,788 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

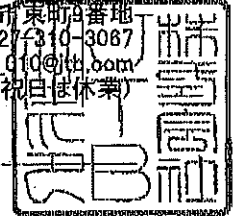
〒424-0828
 静岡県
 静岡市清水区千歳町 7-18

請求書No.: 21939144000098001
 請求書発行日: 2019/06/03
 1 / 2

中澤 通訓 様

株式会社JTB 群馬支店
 第40回記念国際・
 全日本マスターズ陸上競技選手権大会 係
 〒370-0045

群馬県高崎市東町9番地
 TEL: 027-310-3060 / FAX: 027-310-3067
 E-Mail: gunma.010@jtb.com
 営業時間: 9:30~17:30(土・日・祝日休業)



請求書

下記の通りご請求申し上げます。

イベント名 第40回記念国際・全日本マスターズ陸上競技選手権大会
 イベント会期 2019/09/13 ~ 2019/09/16
 請求金額合計 ￥9,000
 入金済額 ￥0
 請求残額 ￥9,000

請求書備考

明細は次頁以降をご参照下さい。

銀行振込の方は下記口座へお振込みください。

口座情報	
銀行名	みずほ銀行
支店名	十二号支店
口座種別	普通
口座番号	1171853
口座名義	(株)JTB

請求書

請求書No.: 21939144000098001

請求書発行日: 2019/06/03

2 / 2

受付種別	受付日	内容	単価	数量	金額
宿泊プラン	2019/05/27	宿泊 コンフォートホテル前橋(シングル/一泊朝食付) 2019/09/13 中澤 通訓 様	¥9,000	1	¥9,000
				合計	¥9,000
				入金済額	¥0
				差額	¥9,000

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成元年 9月 4日</p> <p>会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓</p>						
目的	令和元年全日本マスタースタジアムの実態調査					
年月日	令和元年 9月13日～14日					
場所	前橋市 県立正田醤油スタジアム					
内容	<p>1 行程 三浦 — 東京 — 前橋 (JR)</p> <p>2 応対者 公益社団法人日本マスタースタジアム競技連合役員</p> <p>3 聴取内容 約2500人のスタジアムから1000名程度の参加者あり。近年は日本人も海外の大会への参加もみられ、10倍くらいになる。補助員は近郊の高校に依頼。</p> <p>4 県政への反映 前回はかき草藪で開催したから駐車場の問題があり、全日本大会誘致の難しさがある。全日本大会の財源は大半の資金が地元でまかなわれる。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号 9-6

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (コピー用紙、カートリッジ)		
年月日	令和5年9月17日	~ 令和 年 月 日	金額 13240 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	-
政務活動・ 県政との 関連性	-

《領収書貼付枠》

振替払込請求書 兼受領証		00180	9	901139
ウエルネット株式会社(カウネット)		千 百 十 万 千 百 十 円		
住所非表示		1	3	240
依頼人住所氏名		中澤通訓事務所		
ご請求年月: 2019年08月度		ご請求番号: 50878689		
種金		01-09-17		
細務		清水相生郵便局 (23362) N94110012		

この受領証は、大切に保管してください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13240 円	100 %	13240 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-7

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	久能山東照宮文化財保存顕彰会会費		
年月日	令和元年9月17日	～令和 年 月 日	金額 2,000円

会の趣旨・目的	徳川家康公をお祀りする久能山東照宮は、宝物等が国宝重要文化財建造物、境内地が史跡に指定を受けている。社殿や文化財を完全に保存し、後世に伝えていくことが課せられている。
会の活動内容等	国宝重要文化財の防災施設の管理、美装化など維持管理。 久能山東照宮の保存計画管理に関する調査の実施。 会報の発行。
政務活動・県政との関連性	国宝保存は、文化財として県観光施策の一翼を担うものである。顕彰会から得られた情報や会員からの意見を参考にし、今後の県政での文化観光事業の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
01-09-17	23357	A93170002	振替受付票
取扱店	店名	オカケンチャウナイ	振替受付票
00100-5	82334		振替受付票
払込金額	*5,000円		振替受付票

入金額 *10,000

おつり *5,000

“あんしん” & “べんり” な

ス マ ホ 決 済 プ リ ユ ち ち よ P a y

印紙税申告納付につき趣町 税務署承認済

* 支払額5,000円のうち、普通会员の会費2,000円を請求する。

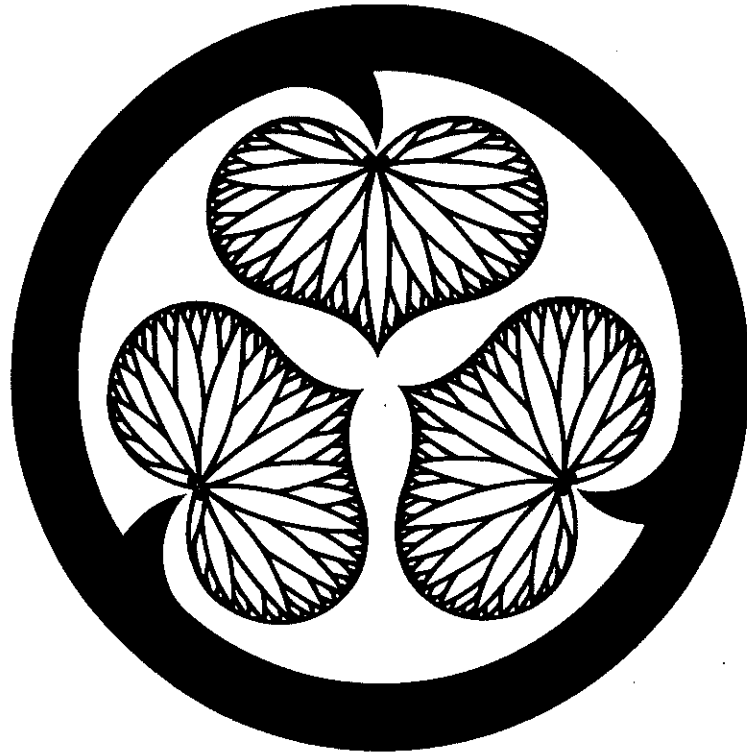
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和元年度

久能山東照宮文化財保存顕彰会総会



令和元年8月25日(日) 午後1時30分

於 久能山東照宮社務所

平成30年度事業報告

1、国宝重要文化財建造物防災施設事業

仮設工、電気工、揚水管布設工他

平成30年4月1日～平成31年3月31日

1、史蹟久能山整備計画報告書の策定

年3回委員会を開催する

1、国宝重要文化財建造物維持管理事業

渡廊、日枝神社の漆拭工事実施

1、文化財防災設備維持管理事業

自動火災報知設備、消火設備、消火用揚水設備、防雷設備等の保守点検の実施

1、会報発行 第51号

1、会員募集

「入会のご案内」リーフレット発送、配布等により新規入会促進

1、その他

文化財保存及び顕彰に必要な事業

第2号議案

平成30年度収支決算書

【平成30年7月1日～令和元年6月30日】

久能山東照宮文化財保存顕彰会

収入金額 3,129,938円

支出金額 1,969,130円

差引残額 1,160,808円

【令和元年度へ繰越】

◎収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減△	備 考
会 費	1,800,000	1,435,000	△ 365,000	
助 成 金	200,000	200,000	0	久能山東照宮より
其 の 他 収 入	10,204	15,142	4,938	利息及び祝儀
繰 入 金	10,000	0	△ 10,000	
繰 越 金	1,479,796	1,479,796	0	前年度より
計	3,500,000	3,129,938	△ 370,062	

◎支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減△	備 考
会 議 費	160,000	70,615	△ 89,385	
役員会議費	10,000	4,591	△ 5,409	監査会他
総 会 費	150,000	66,024	△ 83,976	
事 務 費	820,000	450,155	△ 369,845	
印刷費	500,000	265,275	△ 234,725	総会資料・会員証他
通 信 費	200,000	180,582	△ 19,418	郵券代・振替手数料
消 耗 品 費	80,000	0	△ 80,000	
備 品 費	40,000	4,298	△ 35,702	備品購入
交 通 費	20,000	400	△ 19,600	駐車料金
事 業 費	500,000	447,960	△ 52,040	
文化財保存費	300,000	300,000	0	博物館助成及び「久能山整備計画」策定助成
会報発行費	200,000	147,960	△ 52,040	会報第51号
基金積立金	2,000,000	1,000,000	△ 1,000,000	
計	3,500,000	1,969,130	△ 1,530,870	

令和元年度事業計画（案）

1、国宝重要文化財建造物防災施設事業

消火管理設工事、山下発電機交換

平成31年4月1日～令和2年3月31日

1、国宝重要文化財建造物維持管理事業

拝殿向拝床の漆拭工事実施

1、文化財防災設備維持管理事業

自動火災報知設備、消火設備、消火用揚水設備、防雷設備等の保守点検の実施

1、災害復旧事業

神庫屋根の修復工事実施

倒木伐採処理工事実施

1、会報発行 第52号

1、会員募集

「入会のご案内」リーフレット発送、配布等により新規入会促進

1、その他

文化財保存及び顕彰に必要な事業

「久能山東照宮展（広島県福山市）」令和元年9月21日～11月17日開催

第4号議案

令和元年度収支予算書（案）

【令和元年7月1日～令和2年6月30日】

久能山東照宮文化財保存顕彰会

収入金額 3,000,000円

支出金額 3,000,000円

差引残額 0円

◎収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減△	備 考
会 費	1,600,000	1,800,000	△ 200,000	
助 成 金	200,000	200,000	0	久能山東照宮より
其 の 他 収 入	39,192	10,204	28,988	利息及び祝儀
繰 入 金	0	10,000	△ 10,000	
繰 越 金	1,160,808	1,479,796	△ 318,988	前年度より
計	3,000,000	3,500,000	△ 500,000	

◎支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減△	備 考
会 議 費	110,000	160,000	△ 50,000	
役員会議費	10,000	10,000	0	監査会他
総 会 費	100,000	150,000	△ 50,000	
事 務 費	560,000	820,000	△ 260,000	
印刷費	300,000	500,000	△ 200,000	総会資料・会員証他
通 信 費	200,000	200,000	0	郵券代・振替手数料
消 耗 品 費	30,000	80,000	△ 50,000	
備 品 費	30,000	40,000	△ 10,000	
旅 費	30,000	20,000	10,000	
事 業 費	800,000	500,000	300,000	
文化財保存費	300,000	300,000	0	文化財調査・保存修復等
会報発行費	200,000	200,000	0	会報第52号
顕彰事業費	30,000		300,000	
予 備 費	500,000		500,000	
基金積立金	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	
計	3,000,000	3,500,000	△ 1,000,000	



久能山東照宮

久能山東照宮について ご参拝のご案内 ご祈禱のご案内 久能山東照宮の四季 久能山東照宮博物館のご案内 交通案内

よくあるご質問 リンク・ダウンロード サイトマップ

文化財保存顕彰会

久能山東照宮 > 文化財保存顕彰会

久能山東照宮文化財保存顕彰会入会のご案内

徳川家康公をお祀り申し上げます久能山東照宮は、全国東照宮の創祀として全国の多くの皆様より篤い信仰と幅の広い崇敬をいただいております。

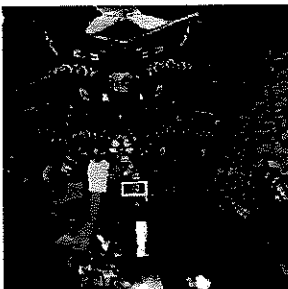
久能山は遠く7世紀頃に開山されて久能寺が創建せられ、戦国の世に武田信玄が山上に築城して久能城と称し、次いで二代將軍秀忠公によって徳川家康公を祀る東照宮が造営せられて、平成27年には御鎮座400年の佳節を迎えました。

この間約1,400年を経過し、その時代時代の文化が現在に伝承されており、特に東照宮社殿諸建造物は江戸初期の代表的なものとして14棟が国宝および重要文化財に指定されております。又所蔵する宝物は2,000点にも達し、徳川300年の歴史を物語る重要な文化財で国宝・重要文化財等に指定されております。なお境内地も史跡に指定され、共に歴史資料として価値の高いものであります。

これら社殿を始め数多い文化財を完全に保存し後世に遺憾なく伝えていくことこそ、我々に課せられた使命であります。そこで去る昭和41年久能山東照宮文化財保存顕彰会を設立し、以来保存顕彰につとめて参りましたが、更に御理解ある各位の御協力をいただき会の充実発展を期したく存じております。何卒本会の趣旨に御賛同下され、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

みなさまの御協賛によって行われる保存管理事業

国宝御社殿ほか諸建造物の保存管理事業



久能山東照宮には、御祭神徳川家康公をおまつりする国宝の御社殿ほか、13棟の重要文化財建造物があります。特に中井大和守正清を大工棟梁として造営された権現造、総漆塗、極彩色の御社殿には最高の建築技術・芸術が結集されています。これら諸建造物の漆塗や彩色、銚（かざり）金具などの修理を行い後世に遺憾なく伝えていきます。

博物館収蔵資料の保存管理、学術調査、広報等に関する事業

久能山東照宮に付属する博物館には、御祭神徳川家康公の遺愛品や徳川歴代將軍の



武器・武具など約2,000点の資料を収蔵しています。これらの神宝類など所有する文化財を後世に正しく伝承していくため保存管理に力を注ぐとともに、資料の調査研究を基にした展示公開をしています。

史跡久能山の護持に関する事業



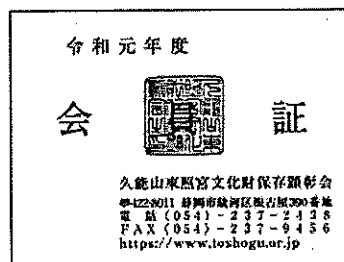
久能寺建立よりおよそ1,400年の古い歴史的価値を持つ久能山は山全体が国の史跡に指定されています。久能山の鎮守の森を構成している原生的な自然環境の保護を図るとともに、表参道の石段、石垣などの修復工事等を行い、神社境内としてふさわしい景観を保全していきます。

会員種別と年会費

特別会員	賛助会員	普通会員
50,000円以上（永年会員）	5,000円	2,000円

会員の待遇

- 1 久能山東照宮社殿拝観並びに同博物館入館の特別扱い。
- 2 会員証及び会報の配布。
- 3 本会主催行事への御案内。



会員証



会報

整理番号 9-8

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (庵原新聞)		
年月日	令和元年 9月17日	~ 令和 年 月 日	金額 5,700 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	H31年 4月~8月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や施策提案などの参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-09-1723357	A93170003	
取扱店	シスコケンチャウナイ	
払込口座	00880-2	32045
払込金額	*5,700	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、払込みの時点で大切に保存し、料金は、消費税等が含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*5,700	
おつり	*0	
"あんしん" & "べんり" な スマホ決済アプリ ゆうちょよ Pay		

印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,700 円	100 %	5,700 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2019年9月4日

中沢 通訓 様

請求書

庵原新聞社
〒421-3101
清水区由比入山345-2
TEL:054-385-4343

請求金額 ¥5,700 (税込み)

日付	商品名	数量	単価	金額
	H31/4~R1/9 庵原新聞購読料			5,700
	合計			5,700

庵原新聞を定期購読頂きありがとうございます。
います。

10月より消費税 10%に伴い、庵原新聞
も価格改定となります。

半年 5,700円 → 5,900円

年間11,400円 →11,800円

ご理解のほど宜しくお願い致します。

整理番号 9-p

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	清水平成政経塾研修会		
年月日	令和元年9月19日~令和	年月日	金額 3000 円

目的	本県情勢の講演会聴取 (講演会テーマ:「別添のとおり」)
使途	講演会出席会費
政務活動・ 県政との 関連性	講演を聴取し、本県や地域の諸課題を研究して県政発展に役立てる。

別紙の領収書貼

領 収 証

No. _____

19. 9. 19 日

中澤通訓 様

★ ￥3000-

但 研修会費
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	

清水平成政経塾 静岡市清水沼田町4-1

清水平成政経塾 印

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	100 %	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

清水平成政経塾
令和元年9月定例会のご案内

拝啓 中秋の候、貴殿愈々御多忙の事と存じます。日頃は清水平成政経塾の活動に、御理解・御賛同頂き大変有難うございます。

さて、平成塾8月の定例会は、静岡国道事務所長の篠田宗純氏を御迎えし、御講演頂きました。観光の誘致・発展には道路・標識の整備が不可欠です。様々な観点での取組み、現状を詳しく御説明頂き大変感謝しております。

尚、9月の定例会は、久しぶりに、現在国土交通省 道路局長の池田豊人氏を御招きし、下記テーマにて御講演頂きます。池田氏は静岡(清水)とは大変縁の深い方で、当塾にも度々御来会頂いております。今回も興味深い御話しが伺えると思っておりますので、是非皆様のお越しをお待ち申し上げます。敬具

令和元年9月吉日

清水平成政経塾 塾長 百々 勇司

記

日時 令和元年9月19日(木)

15:30~16:30(受付 15:00 から)

*会終了後懇談会の時間を設けました。(最長17:00)

会場 静岡市清水産業・情報プラザ 3F 研修室
静岡市清水区相生町6-17 TEL054-355-5400

講師 国土交通省 道路局長
池田 豊人氏

テーマ 「高速道路がひらく日本の新機軸」

会費 3,000円(会場費・運営費他)

返信 出欠は9月17日(火)必着でお願いします。

問合先 百々塾長携帯 [REDACTED]
事務局八木携帯 [REDACTED] / FAX 054-375-3296

◆10月定例会は、10月28日(月)15:30より静岡県副知事の難波喬司氏を御迎え開催致します。(テーマ調整中)

整理番号 9-10

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ふじのくに伝統芸能フェスティバル (PPE)		
年月日	令和元年9月22日	~	令和 年 月 日
金額	300 円		

目的	伝統芸能を視察
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	県指定芸能のあり方について研究

《領収書貼付枠》

□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ グランシップ 駐車場 □
 □ 公益財団法人 静岡県文化財団 □
 □ TEL (054) 203-5710 □
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領 収 証

入庫日時 2019年09月22日 13時36分
 精算日時 2019年09月22日 16時18分
 No.04-001613 券No.01-354526

駐車料金 (利用者) 300円
 料金計 300円
 投入現金 500円
 釣銭額 200円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300 円	100 %	300 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-11

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO次郎長生家を活かすまちづくりの会 会費他		
年月日	令和元年9月26日~令和 年 月 日	金額	7,000円

会の趣旨・目的	次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与する。
会の活動内容等	社会教育、まちづくり、観光振興を図る活動、 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動 環境保全、地域安全、子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展、経済活動の活性化を図る活動
政務活動・県政との関連性	NPOの活動状況を調査研究するとともに、会員からの意見や要望等を聴取し、 県政における観光資源の保全・活用方策や地域振興策の向上に役立てる。

領収書の
支払い者
中澤通訓

《領収書貼付枠》

領収書

2019年9月26日

様

¥3,000.-

但 年会費として
上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人
次郎長生家を活かすまちづくりの会
〒424-0945 静岡県清水区美濃輪



領収書

元年9月26日

様

¥5,000.-

但
上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人
次郎長生家を活かすまちづくりの会
〒424-0945 静岡県清水区美濃輪



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

但書：会費参加費

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,000円	100%	7,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

年会費 3,000円 の会計年度 8月~7月なので 8月~3月分を請求
3,000円 × 8/12月 = 2,000円

特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 次郎長生家の保全・活用に関する事業
 - ② 次郎長翁を活かしたまちづくりをすすめる事業
 - ③ 次郎長翁に係る情報発信事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長、1人以上を顧問とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長・副理事長及び顧問は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 役員職務及び報酬
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 牧田充哉

副理事長

同

同

顧問

理事

同

監事

同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成29

年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0 円
- (2) 賛助会員入会金 0 円
- (3) 正会員年会費 3,000 円
- (4) 賛助会員年会費 個人 1,000 円
団体・法人 10,000 円

令和元年 7 月 29 日

特定非営利活動法人

次郎長生家を活かすまちづくりの会 会員各位

特定非営利活動法人

次郎長生家を活かすまちづくりの会
理事長 牧田充敏

「特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会」

通常総会開催について

拝啓 盛夏の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおり通常総会を開催いたします。ご多忙中まことに恐縮ですが、ご出席いただきますよう、ご案内申し上げます。

つきましては、同封の出欠回答と、欠席の方は委任状を9月20日(金)までに事務局あてにFAXまたはEメールにてご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時： 令和元年9月26日(木) 18時00分 開始
2. 会 場： 清水湊 次郎長生家 2階学習室
(静岡市清水区美濃輪町4-18 TEL:054-353-5000)
3. 議 事： 第1号議案 平成30年度 事業報告
第2号議案 平成30年度 決算報告
第3号議案 第4期(令和元年度)事業計画(案)承認の件
第4号議案 第4期(令和元年度)活動予算(案)承認の件
第5号議案 その他

※総会終了後、19時30分より、懇親会(会費 3000円程度)を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

※第4期(令和元年度)年会費の納入案内も同封させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局・お問い合わせ先】

特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会

(有)アムズ環境デザイン研究所内 TEL. 054-247-1511

FAX. 054-247-5339 Email. amzatsu@ybb.ne.jp

令和元年 7月 29日

特定非営利活動法人
次郎長生家を活かすまちづくりの会 会員各位

第4期(令和元年度)の年会費納入のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、当会活動に格別のご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、第4期(令和元年8月1日～令和2年7月31日)の年会費納入のご案内をさせていただきます。金融機関にてご送金をお願いいたします。

なお、振込み手数料は会員様のご負担でお願いします。請求書、領収書が必要な方はお申し出ください。

退会を希望される場合はご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

★期間 令和元年8月1日～令和2年7月31日の1年分

★会費の種類

◆正会員入会金	0円
◆賛助会員入会金	0円
◆正会員年会費	
個人・団体	3,000円
◆賛助会員年会費	
個人	1,000円
団体・法人	10,000円

★会費振込み口座

銀行名：静岡銀行 北安東支店
口座番号：普通 0705296
名義人：特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会 理事 牧田充哉

★連絡先・お問合せ先

NPO法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会

(有)アムズ環境デザイン研究所 電話：054-248-1539 FAX：054-247-5339

Email：amzatsu@ybb.ne.jp

整理番号 9-12

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (静岡、朝日、農業新聞)		
年月日	令和元年 9月25日	~ 令和 年 月 日	金額 9,640 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	元年 9月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。

領収証

支店 区域 順路 No. 05 007 261 中沢 通訓 様

銘柄	部数	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
朝日新聞	1	4,037		6,660 円
農業新聞	1	2,623		
				2019 年 09 月 分
				領収致しました 年 9月25日

有限会社 石原新聞店
 静岡市清水区江尻東1-1-1 桜ヶ丘支店 352-1914
 フリーダイヤル 0120-107-466 本店 054-366-1074

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

領収証 中沢 通訓 様

6-F02 0202 2019年 9 月 分

読者No. [Redacted]

銘柄	部数	金額	合計
静岡新聞	1	2,980	2,980 円

(消費税込)

株式会社 石原新聞
 静岡市清水区大手一丁目3番10号
 (TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289
 (フリーダイヤル) 0120-1577-01

秋風が心地良く過ごしやすい季節です。朝夕はずいぶん涼しくなってきました。ご自愛下さい。

担当者: [Redacted]

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,640 円	100 %	9,640 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 P-13

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代・水道代・)		
年月日	令和元年 9月 26日	~ 令和 年 月 日	金額 11,447 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

口座振替払済のお知らせ (電気料金等領収証)

令和 1年 9月27日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和 1年 9月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額 (再掲)
令和 1年 9月26日	22,895 円	1,695 円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	旧程	契約種別	領収金額	精算額等	初回引落割引額	記事
おなまえ	容量	ご使用量 kWh/m3	円	円	円, 銭	
	従量電灯B		消費税等相当額 (再掲) 円	再エネ発電促進賦課金 円	燃料費調整額 円, 銭	
ナカザワジムシヨ キヨウ	30 A	51	1,840	150	-54.00	
			136		-1,530.00	
ナカザワ ミチノリ	30 A	150	4,014	442	-54.00	
			297		-450.00	
ナカザワ ミチノリ	10 kW	382	17,041	1,126	-1,146.00	
			1,262			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	22,895 円	1/2 50 %	11,447 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 P-14

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

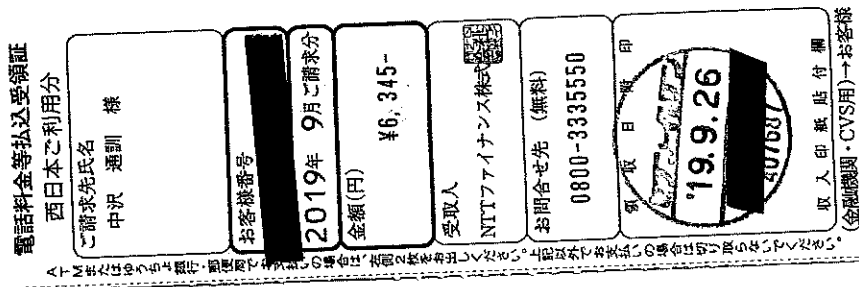
780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話代 (NTT P月請求分)		
年月日	令和元年 P月 26日	~ 令和 年 月 日	金額 3,172 円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	6345 円	1/2 50 %	3172 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-15

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>車賃</u> 費・人件費		
内容	駐車場代		
年月日	令和2年9月26日	令和 年 月 日	金額 5000円

目的	政務活動に利用する自動車駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

<領収書貼付枠>

領収証 中澤通訓事務所 様 No. _____

★ ￥10,000

但 駐車場代 10月分

令和2年9月26日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ケー1097

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務 経費会費等	10,000 円	1/2 50 %	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ソグビーワールドカップ 総戦調査		
年月日	令和元年9月28日~令和 年 月 日	金額	2,930 円

目的	日本-マインド総戦戦 (エコパ)
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	全国8会場のためのエコパでの 大会運営と観客の反応等

2019年09月28日

領収証

領収No2358

様

¥1,100-

(但し

として
正に領収致しました)

チケットショップ
スズコー

静岡県静岡市清水区真砂町1-9
電話:054-363-1369

印刷面を内側に折って保管願います

支払者: 中澤通訓

JR 1100円
清水~掛川

JR 1700円
掛川~静岡
こだま S

草花
130円 S 市役所
入に21円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,930 円	100 %	2,930 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

個別履歴照会

作成日時: 2019年09月30日 13:55

封印番号
 磁棒タイプ
 有効日
 有効期限
 本方情報

SF券種
 SF属性
 テキスト

一般 バス・鉄道共通 Jガナ
 大人
 ¥500

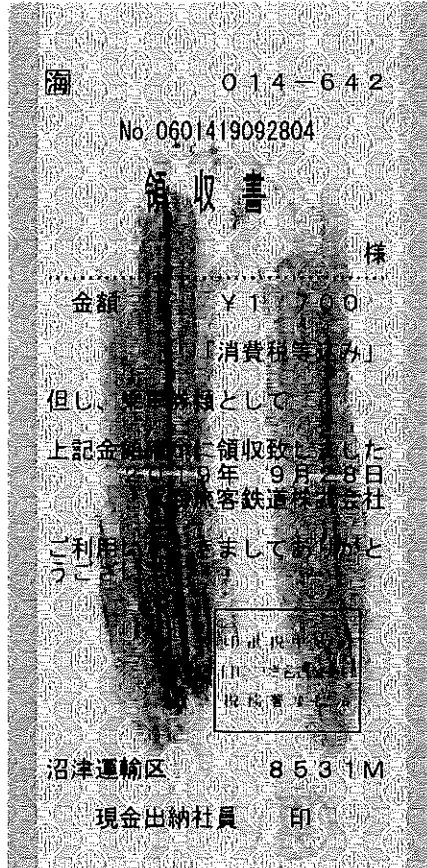
ナカザワ
 中澤
 〒424-0828
 静岡県静岡市清水区千歳町
 7-18

性別 男性
 生年月日 1944/9/23 年齢 75 才
 電話番号 (自宅) 054-362-5641
 (携帯)

最終残高

定期券種 (着) 定期属性 発行日 適用期間 停留所(免) (着) 停留所(免) (着) 理由 割引 割引

一件明細ID	発着日時	種別	駅名	金額	種別	完了	支払方法	詳細
2944	2019/09/28 19:45	自動改札機	SF利用	¥130				乗降 一人江崎



(文字不鮮明)
 金額 ¥1,700

附 2019年9月28日
 東海旅客鉄道株式会社

整理番号 P-17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (9月請求分)		
年月日	令和3年9月30日~令和 年 月 日	金額	1,998 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。
使途	-
政務活動・ 県政との 関連性	-

《前

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとのお客機等とご照会ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお申し込みをお願いします。

お問合せ番号	
お支払い日	2019年 9月 30日
今月のお支払い金額	1,998 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願いたします。

金融機関名	お支払い口座
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサキワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問合せ
日専連 静岡
 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
 TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210
 【お問合せ時間】 10:00~17:00

◆Webしずおかで利用についてのお問合せ
Webしずおか 0120-224-260
 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル
 【お問合せ時間】 9:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

◆Web閲覧への切替のお手続きについて
 日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「兼書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。
 下記、日専連静岡ホームページから登録をお願いします。
<http://www.nissenren-shizuoka.co.jp>
 ※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所) をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から兼書でのご利用明細書の発送を停止いたします。兼書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,998 円	100 %	1,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-18

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	職員給与 (<u>9</u> 月分)		
年月日	令和 <u>3</u> 年 <u>9</u> 月 <u>29</u> 日	～令和	年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日
金額	<u>42,900</u> 円		

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》	

給料支払明細書
(3 年 9 月分)

殿

労働日数	皇 日	月 日	時 分	時 分
		<u>10</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
労働時間				
所定時間外労働				
基本給				<u>28,800</u>
所定時間外賃金				
家族手当				
交通費				
合計				<u>28,800</u>
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				
前払金				
合計				<u>28,800</u>
差引支給額				<u>28,800</u>

(事業所名)



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	<u>85,800</u> 円	<u>1</u> / <u>2</u> <u>50</u> %	<u>42,900</u> 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

政務活動事務雇用者出勤簿

9 月分	氏名	[Redacted]
------	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
3	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
4	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
5	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
6	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
7	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
8	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
9	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
10	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
11	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
12	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
13	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
14	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
15	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
16	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
18	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
19	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
20	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
21	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
23	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	火	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
25	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
26	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	4
27	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	4
28	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	4
29	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
30	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	4
31		・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
計			100

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成25年9月30日
ふじのくに県民クラブ 澤田 誠

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 5-1P

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 昇		
年月日	平成29年9月 / 日	~平成29年9月23日	金額 4,500 円

目的	県事業の内容聴取及び関係書類の整理
使途	交通費 (電車バス代)
政務活動・ 県政との 関連性	県事業の内容や進捗状況を確認し、政策提言に活かす。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,500 円	100 %	4,500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月日	用件	金額(円)
1	9月1日	大滝潔仙書作展(静銀ホルクア)	600
2	月3日	地方税滞納整理機構研究会 打合せ	300
3	月5日	情報整理	600
4	月11日	リニア中央新幹線関係	600
5	月12日	環境保全連絡会代	600
6	月18日	県森林組合総会意見聴取	600
7	月19日	県政記者クラブ情報交換	600
8	月23日	県ガルフ大会講演(2本2P)	600
9	月日		
10	月日		
11	月日		
12	月日		
13	月日		
14	月日		
15	月日		
16	月日		
17	月日		
18	月日		
19	月日		
20	月日		
合計			4500.-

個別履歴照会

作成日時：2019年09月30日 13:55

刻印番号
媒体タイプ
有効日
有効期限
水刃情報
2014/3/3
(申請)

SF券種
SF属性
デポジット
(停止)

一般バス・鉄道共通 Jガナ
氏名
¥500
郵便番号
住所

ナカザワ
中澤
〒424-0828
静岡県静岡市清水区千歳町
7-1B

性別 男性
生年月日 1944/9/23 年齢 75 才
電話番号 (自宅) 054-362-5641
(携帯)

最終残高

定期券種 (着) 定期属性 発行日 割引 適用期間 停留所(免) (着) 停留所(免) (着) 理由 割引
停留所(免) (着) 割引 割引 停留所(免) (着) 理由 割引

一件明細ID	処理日時	種別	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細
2826	2019/09/23 16:49	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2825	2019/09/23 16:26	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2824	2019/09/23 13:17	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2823	2019/09/23 12:52	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2820	2019/09/19 22:36	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2819	2019/09/19 22:02	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2818	2019/09/19 18:41	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2817	2019/09/19 18:14	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2816	2019/09/19 18:21	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2815	2019/09/18 15:59	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2814	2019/09/18 12:57	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2813	2019/09/18 12:31	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2809	2019/09/12 08:59	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2807	2019/09/12 13:08	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2806	2019/09/12 12:41	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2905	2019/09/12 09:23	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2904	2019/09/12 08:56	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2903	2019/09/11 13:35	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2902	2019/09/11 13:08	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2901	2019/09/11 13:07	券売機	チャージ	¥2,000				新静岡
2800	2019/09/11 16:03	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2899	2019/09/11 09:40	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2890	2019/09/05 13:02	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2889	2019/09/05 12:37	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2888	2019/09/05 09:50	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2887	2019/09/05 09:24	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2886	2019/09/05 09:24	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2885	2019/09/03 15:29	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2884	2019/09/01 20:25	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡
2883	2019/09/01 19:57	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →
2882	2019/09/01 16:30	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡
2881	2019/09/01 16:04	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →
2880	2019/09/01 16:03	券売機	チャージ	¥2,000				入江岡

整理番号 9-20

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 9 月分】 780004 9/29 (会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	729 km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	779	18円 × 779 km / km	14,022

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	14,022円	100%	14,022円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

